

## 19年度事後評価シート（平成18年度に実施した成果重視事業）

事業名	個体識別措置推進事業	評価年月	平成19年7月
上位施策番号	5	担当部局	自然環境局
上位施策名	生物多様性の保全と自然との共生の推進	担当課	総務課 動物愛護管理室

### 事業について

事業の概要及び必要性	<p>平成18年6月に改正動物愛護管理法が施行され、特定動物(危険な動物)の飼養等に関し、マイクロチップ等による個体識別措置が義務化された。また、犬及びねこを含む飼養動物全般については、所有者の明示措置(努力規定)の具体的方法を環境大臣が定めることとされた。しかし、わが国においては、個体識別措置の有用性等に関する社会的理解が未だ十分でなく、諸外国に比べても実施率が極端に低い現状にある。</p> <p>このため本事業では、一般飼養者等に個体識別措置の有用性等について普及啓発を行うとともに、自治体職員や獣医師等を対象とした個体識別器具の取扱技術等に関する講習会の開催、個体識別情報に関する全国的な連絡体制の整備を行うことで、個別識別措置の普及を図り、逸走動物の早期発見、遺棄された動物の飼い主責任の明確化に資するものである。</p>
------------	---

事業計画期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
事業費	0.7億円 (H18年度:0.4億円、H19年度:0.3億円)

### 事業の目標等

事業目標(求める成果)	逸走動物の早期発見、遺棄された動物の飼い主責任の明確化に資するため、家庭動物等の飼養において、マイクロチップをはじめとする個体識別措置の普及率向上を図る。				
目標達成のための手段	一般飼養者、動物取扱業者等に対する普及啓発。 個体識別措置の実施体制の整備。 個体識別データに関する全国レベルの連携体制の整備。				
指 標 名	単 位	H18年度	H19年度		
飼養動物に対するマイクロチップ措置登録頭数等	頭数	目標値	188,000	430,000	1,800,000(H22)
		現況値	60,000～100,000(集計中)		
地方自治体におけるマイクロチップ等の個体識別措置を利用した飼い主発見体制の整備	自治体数	目標値	23	47	99(H20)
		現況値	6		
目標値を設定した根拠等	H22年度までに、マイクロチップ等の登録数を180万頭(約7.5%:シンガポール並み)に向上させる。 H20年度までに、すべての都道府県、政令市、中核市(現在99自治体)において、個体識別措置を利用した飼い主発見体制を整備する。				
予算執行について	率化・弾力化措置	国庫債務負担行為	繰越明許費	目間流用の弾力化	目の大括り化
	記措置による効果	当該年度における上記措置はなし。			

### 総合評価・分析(得られた成果等)

環境省、6自治体、AIPO(動物ID普及推進会議)による個体識別情報に関するデータベースの試験運用を実施するとともに、マイクロチップ埋込み技術マニュアルの配布、獣医師等を対象とした技術講習会の実施、技術マニュアルの更なる内容の充実を図るための実証事業、全国の地方環境事務所等へのマイクロチップリーダーの配備等を行い、個体識別措置の実施体制の整備については着実な進展があった。一方、個体識別措置の登録頭数については、これまでのペースでは目標年度(H22年度)における目標の達成は困難な状況であり、一般飼養者、動物取扱業者、獣医師等へのさらなる普及啓発等による、普及率向上のペースアップが必要となる。

### 今後の取組み

個体識別情報に関する全国的なデータベース・ネットワークの運用開始、危険な動物へのマイクロチップ埋込み技術マニュアルの配布・講習会の開催等により、個体識別措置の実施体制等の整備を図るとともに、一般飼養者、動物取扱業者、獣医師等へのより一層の普及啓発を実施する。

今後の事業の方向性	事業の拡充・注力
	取組を引き続き継続
	事業の縮小
	事業の中止・廃止
	事業の完了・終期

### 特記事項

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)  
動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について(平成18年1月20日環境省告示第23号)